

たま～に役立つ税の知識

【3】法人税

租税回避防止（青色欠損金の繰越しの不適用、資産の譲渡等損失額の損金不算入）

「こういう規定があるんだなぁ～」ぐらいの感覚で結構ですので知っておいてください

(1) 概要

繰越欠損金がたくさんある法人を買収

自社の利益が出ている事業を移転

繰欠を利用して税額減

このような行為を防止するために設けられた制度

(2) 欠損等法人（上記の繰越欠損金がたくさんある法人をこう呼びます）

特定支配関係を有している（発行済株式の50%超を他の者に保有されている）

欠損金額又は評価損資産（含み損がある固定資産・土地等）を有している

(3) 欠損等法人が次のいずれかの場合には損金不算入の規定が適用されます

**青色欠損金の損金算入ができない
評価損資産（固定資産・土地等で帳簿価額が1千万円以上のもの等）
の譲渡損が損金算入できない**

支配日の直前に休業状態だったが、支配日以後 事業を再開した。

支配日の直前に営んでいた事業のすべてを支配日以後に廃止し、その支配日の直前の事業規模

（主に売上高）のおおむね5倍を超える資金借入を行った。（＝心機一転、事業を開始した）

* 支配日 = 特定支配関係を有することとなった日
（発行済株式の50%超を保有されることとなった日）